

介護職員等処遇改善加算 実績報告書(令和7年度)

1 基本情報

フリガナ 法人名	シャカイフクシホウジン ミツミネカイ			
	社会福祉法人 光峰会			
法人所在地	〒 311-2402 茨城県潮来市大生字天生原804番556			
フリガナ	オオカワ ヒロシ			
書類作成担当者	大川 浩			
連絡先	電話番号	0299-66-5533	E-mail	info@itakonosato.com

2 実績報告について

(1) 加算額以上の賃金改善について(全体)

算定した加算の合計			
① 令和7年度の加算額	(a)	34,125,330	円
② 令和6年度に令和7年度の賃金改善に充てるために繰り越した額	(b)	0	円
③ 令和7年度に賃金改善が必要な額(a + b)	(c)	34,125,330	円
④ 令和7年度の賃金改善額 (③の額以上となること。介護人材確保・職場環境改善等事業から人件費に充てた額を除く。)	(d)	35,400,938	円

【記入上の注意】

- (d)には、処遇改善加算の算定により実施する介護職員の賃金改善の額を計算し、記入すること。その際、加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

(2) 加算以外の部分で賃金水準を下げないことについて

① 令和7年度の加算の影響を除いた賃金額	(e)	116,280,904	円
(ア) 令和7年度の賃金の総額	(f)	153,948,714	円
(イ) 令和7年度の賃金改善額(再掲)	(g)	35,400,938	円
(ウ) 介護人材確保・職場環境改善等事業から人件費に充てた額	(h)	2,266,872	円
② 令和6年度の加算及び独自の賃金改善の影響を除いた賃金額(①の額は②の額を下回らないこと)	(i)	0	円
(ア) 令和6年度の賃金の総額	(j)		円
(イ) 令和6年度の旧3加算及び処遇改善加算の総額	(k)		円
(ウ) 令和6年4・5月分の処遇改善支援補助金の総額	(l)		円
(エ) 令和6年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額	(m)		円

【記入上の注意】

- (j)には、職員構成が変わった等の事由により、例えば、本年度に入職(退職)した職員と同等の賃金水準の職員が前年度から在籍していた(いなかった)ものと仮定して計算するなどの方法により、今年度との比較に適した値に修正することが可能である。
- (k)は、国民健康保険団体連合会から送付される「介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」及び「介護職員処遇改善加算等内訳のお知らせ」に基づいて記入すること。(l)は、国民健康保険団体連合会から送付される「介護職員処遇改善支援補助金 支払額通知書」及び「介護職員処遇改善支援補助金 支払額内訳書」に基づいて記載すること。
- (m)の独自の賃金改善額とは、令和6年度における独自の賃金改善分(初めて処遇改善加算を取得した年度以降に新たに行ったものに限る。旧3加算・処遇改善加算そのものの配分を除く。)をいうものであり、処遇改善加算等の加算額を超えて賃金改善を行った場合にはその金額も含む。(m)に計上する金額がある場合には、必ず「2(3) 令和6年度の独自の賃金改善(処遇改善加算等の配分以外の独自の賃金額)」欄に支給額、方法等の具体的な賃金改善の内容を記載すること。

(3) 令和6年度の独自の賃金改善(処遇改善加算等の配分以外の独自の賃金額)

- 2(2)②(エ)の「令和6年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額」に計上する場合は記載すること。

独自の賃金改善の具体的な
取組内容

独自の賃金改善額の算定根拠

3 介護職員等処遇改善加算の要件について

(1) 月額賃金改善要件Ⅰ（処遇改善加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善）【処遇改善加算Ⅰ～Ⅳ】

すべての事業所において要件を満たす。（別紙様式3-2から転記）

① 処遇改善加算Ⅳ相当の加算額の1/2	11,407,630	円
② 処遇改善加算による賃金改善額のうち、月額賃金改善による額 （①の額以上となること）	25,258,414	円

(2) 月額賃金改善要件Ⅱ（旧ペア加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善）【処遇改善加算Ⅰ～Ⅳ】

※令和7年3月時点で処遇改善加算Ⅴ(1)・(3)・(5)・(6)・(8)・(10)・(11)・(12)・(14)を算定していた事業所のみ

すべての対象事業所において要件を満たす。（別紙様式3-2から転記）

① 処遇改善加算への移行に伴い、新たに増加する旧ベースアップ等加算相当の額	0	円
② 新たに増加する旧ベースアップ等加算相当を削減として実施する 新たな賃金改善額（①の額以上となること） （うち、ベースアップ等（基本給又は毎月決まってお支払される手当の 引上げ）による賃金改善の額（経費）	0.00	円

(3) キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ【処遇改善加算Ⅰ～Ⅳ】※要件Ⅰ・Ⅱの両方を満たすこと。

☒ 計画書で記載した内容から変更がない場合は左欄にチェック(✓)すること。

キャリアパス要件Ⅰ（任用要件・賃金体系の整備等）

☐ 次のイからロまでのすべての基準を満たす。

- イ 介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。
- ロ イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。
- ハ イ、ロについて、就業規則等の明確な規定を策定し、全ての介護職員に周知している。

キャリアパス要件Ⅱ（研修の整備等）

☐ 次のイとロの両方の基準を満たす。

イ 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見交換しながら、賃金向上の目標（イ・ロ）のうち少なくともいずれかに関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。

ロ イの実現のための具体的な研修内容（イ）と、賃金向上のための計画に沿って、研修実施の提供又は技術習得等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行う、その取組の内容について以下に記載すること。

- イ（イ）の実現のための具体的な研修内容（イ）
（実施する項目にチェック（✓）した上で、具体的な内容を記載）
☐ ①
- ロ（ロ）の実現のための支援の実施
（当該計画の内容について以下に記載すること）
☐ ②

ロ イについて、全ての介護職員に周知している。

(4) キャリアパス要件Ⅲ（昇給の仕組みの整備等）【処遇改善加算Ⅰ～Ⅲ】

☒ 計画書で記載した内容から変更がない場合は左欄にチェック(✓)すること。

☐ 次のイとロの両方の基準を満たす。

イ 介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。

- 具体的仕組みの内容（記載するもの全てにチェック（✓）すること）
☐ ① 経験に応じて昇給する仕組み
※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。
- ☐ ② 資格等に応じて昇給する仕組み
※「介護福祉士」や「業務能力評価」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。
- ☐ ③ 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み
※「勤続年数」や「人事評価」などの基準に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。

ロ イについて、全ての介護職員に周知している。

(5) キャリアパス要件Ⅳ(改善後の賃金要件)【処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ】

処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ （「令和7年度の算定期間①」の期間について）	⇒	○（別紙様式3-2「キャリアパス要件Ⅳ」の欄から転記）
処遇改善加算Ⅰ・Ⅱの要件 （「令和7年度の算定予定②」の期間について）	⇒	（別紙様式3-2「キャリアパス要件Ⅳ」の欄から転記）

※上記に「×」が付いた場合、この欄に記入する。

「時鐘按の言字が年毎40万圓以上なる者」に對する豫知の壽命其の理由

- ☐ 小規模事業所等で職員間の賃金バランスに配慮が必要のため。
- ☐ 職員急仕の賃金水準が低い。地域の賃金が安い等の理由により、置ちに年額40万円まで賃金を引き上げることが困難であるため。
- ☐ 年額40万円の賃金改定を行うに当たり、薪種の整備や研修・実務経験の獲得などに一定期間を要するため。
- ☐ その他。

(6) 職場環境等要件

介護人材確保・職場環境改善等補助金の要件を満たしており、補助金を申請済であるため、令和7年度中の職場環境等要件の適用が猶予される。	☒
補助金を申請しなかった場合、各加算区分の算定に必要な職場環境等要件を満たす。 ※こちらを選択する場合には、下記の職場環境等要件の表にチェックをしてください。	☐

● 新編 漢書 卷一百一十五

三、研究设计

- ② 討論會の時点が実施済みだった項目及び全額7年度中に対応すると誓約していた項目にチェック(○)すること。
「入札促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「独立支援・多様な働き方の推進」、「経営を含む心身の健康増進」及び「より良い働きかたの醸成」の区分ごとに2以上の取組を実施すること。
③ 施策を推進したものの取組のうち2以上の取組のうち又は1は100%の達成率を達成すること。

《組織發展與訓練(五)》

- ②、前面書の内容で実施済または項目及び含組7年度中に対応すると誓約していた項目にチェック(○)すること。
③、「入居促進に向けた取組」、「賃賃の向上をキヤリアップに向けた支援」、「面立支援・多様な働き方の推進」、「経済を感心する環境の確保管理」及び「そりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに()以上を要説すること。
④、事業性向上のための取組のうち()以上の取組を実施すること。

区分	内容
入職促進に向けた取組	☐ 労働者や事業者の就業意欲やキャリア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 ☐ 労働者間の共通による採用・入社は「インターンシップ・探訪」などの就業体験 ☐ 労働政策からの転落者、主婦層、中高年層等、経験者・有資格者等に対してわかりやすい情報提供の仕組みの整備（採用の記録でも可） ☐ 労働体験の導入や転職支援への前向きな態度や生活等による職業能力向上の取組の推進
労働者の働きやすさの向上に向けた支援	☐ 雇用者側が介護福祉士取得を目指す方に対する勤務時間短縮支援や、より専門性の高い介護職員を確保しようとする方に対するユニークな「特別部」、ファーストステップ研修、給付説明、就職支援など、ワークライフバランス支援等併設、中途採用に対するマネージメント研修の提供支援 ☐ 新規卒の奨励やキャリア機会拡大と人材育成との両立 ☐ ワークライフ・インターンシップやインターンシップのサポート等とする取組等（制度導入） ☐ 働きやすさ、働きやすさによるキャリア機会など、キャリアアップ・働きやすさに関する政策的な取組の推進 ☐ 働きやすさや労働者の介護等と仕事の両立を促進するための休職制度等の充実、事業所内託児施設の整備
自立支援・多様な働き方の推進	☐ 労働者の就業等の状況に応じた勤務シフトや短時間労働者制度の導入、就業の希望に応じた非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 ☐ 労働者側を支援しやすい労働環境、意識向上のため、具体的な取得目標（例えば、1週間以上の休職を年に1回取得、休職日数のうち半分以上を取得）を定め、労働者側を定期的に評価し、達成向上等への積極的な声かけを行っている ☐ 就業給付金の活用促進のため、情報共有や相談支援等により、給付の導入化の促進、最終給付の受取りの促進を行っている ☐ 労働者の福利厚生制度、メンタルヘルス等の労働環境改善の取組等積極的な取組
健康志向の意識の向上	☐ 長時間労働や働き過ぎによる労働環境改善・ストレスチェックや、従業員のための休職等の取組等積極的な取組 ☐ 労働者側が健康志向の意識向上のための取組は積極的な取組、職員に対する健康対策の取組、労働者に対する健康管理改善の取組等の実施 ☐ 働きやすさ・ワークライフ・ワークライフ・ワークライフの推進等の取組
生産性向上のための取組	☐ 労働者側が求めている「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善等の取組等、労働者やプロジェクトチームの立ち上げ、外資の活用等の取組等 ☐ 労働者の意識の向上や課題の抽出、課題の抽出、業務時間調査の実施等を実施している ☐ 労働者の意識の向上や課題の抽出、課題の抽出、業務時間調査の実施等を実施している ☐ 労働者の意識の向上や課題の抽出、課題の抽出、業務時間調査の実施等を実施している
やりがい・働きがい	☐ 労働者側が求めている「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善等の取組等、労働者やプロジェクトチームの立ち上げ、外資の活用等の取組等 ☐ 労働者の意識の向上や課題の抽出、課題の抽出、業務時間調査の実施等を実施している ☐ 労働者の意識の向上や課題の抽出、課題の抽出、業務時間調査の実施等を実施している

(7)その他(指定権者に対する特段の連絡事項等がある場合等については、以下の欄に記載すること。)

- ※ 給与明細や勤務記録等、実績報告の根拠となる資料は、指定権者からの求めがあった場合に速やかに提出できるよう、適切に保管しておくこと。
- ※ 本様式への虚偽記載のほか、処遇改善加算の請求に関して不正があった場合及び指定権者からの求めに応じて書類の提出を行うことができなかった場合は、介護報酬の返還や指定取消となる場合がある。

本実績報告書の記載内容・確認事項の内容に間違いありません。
記載内容を証明する資料を適切に保管することを誓約します。
また、令和7年度に繰り越した額(2(1)②)がある場合は、全額を令和7年度の更なる賃金改善に充て、
期間中に事業所が休廃止した場合、一時金等により介護職員その他の職員の賃金として配分しました。

令和 8 年 7 月 31 日 法人名 社会福祉法人 光峰会
代表者 職名 理事長 氏名 大川 尚昱

- (確認用) 提出前のチェックリスト
- 以下の項目に「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。
- ※ 空欄が表示される項目は、記入が不要であるため対応する必要はない。

2 実績報告について		
(1)	加算額以上の賃金改善を行っている	☒
(2)	加算以外の部分で賃金水準を下げていない	☒

3 介護職員等処遇改善加算の要件について		
(1)	月額賃金改善要件Ⅰ	処遇改善加算Ⅳ相当の加算額の1/2以上の月額賃金改善を行っていること
(2)	月額賃金改善要件Ⅱ	旧ベースアップ等加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善を行っていること
(3)	キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ	キャリアパス要件Ⅰ(任用要件・賃金体系の整備等)とキャリアパス要件Ⅱ(研修の実施等)の両方を満たすこと
(4)	キャリアパス要件Ⅲ	キャリアパス要件Ⅲ(昇給の仕組みの整備等)を満たすこと
(5)	キャリアパス要件Ⅳ	改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数が事業所あたり1以上となっていること。ただし、満たさない場合は、小規模事業所等である等の理由を記載すること
(6)	職場環境等要件	介護人材確保・職場環境改善等補助金を申請済である又は各加算区分の算定に必要な要件を満たしていること